二　権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～チ　略］
三　役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項	イ　法第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　略］

［２～６　略］

（法第十八条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法）

第四十八条　法第十八条第二項の電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第五十一条及び第六十一条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三　前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられた

二　権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～チ　同上］
三　役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項	イ　法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　同上］

［２～６　同上］

［条を加える。］